

国際連盟と海軍軍縮

—軍縮準備委員会と日本の対応—

横山 隆介

はじめに

国際連盟は未曾有の世界大戦から生まれたものであつた。一九一〇年十一月、第一回連盟総会は人類を過重な負担から救うため、一般的の軍備縮小（以下、「軍縮」という）を軍備の制限、縮小及び撤廃の三段階を経て、終極的に解決することとした。連盟は軍縮実現のため、即座に各国の軍事専門家からなる「常設軍事委員会」を設けた。更に、一九二一年二月十五日、連盟は常設軍事委員会の弊害を除くために、多数の非軍人を加えた「混成委員会」（Temporary Mixed Commission for Limitation of Armament）を構成して、軍縮案を立てさせた。しかし、混成委員会でも、その意見は容易に纏まらなかつた。こうした折り、一九二一年十一月十二日にワシントン会議が開かれた。同会議の成功によつて、膠着化していた国際連盟も、新たな動きを見せ始めた。一九二二年二月、混成委員であるエシャー卿が、ワシントン会議における海軍制限比率に準じたヨーロッパ諸国に対する

る陸軍軍縮案を提出した。しかし、それは拒否されるに至つた。

これ以前に、英仏伊各國委員は「ワシントン条約の原則を非締約国に拡充することを目的とする条約案」を混成委員会に、それぞれ提出していた。一九二二年九月の第三回国際連盟総会では、「ワシントン海軍軍備制限に関する条約の原則を非締約国に普及することを目的とする条約案」を審議・採択すべき国際会議を開くことを決議した。この結果、一九二四年二月、日英米仏伊の五大国その他に主力艦を保有する国（アルゼンチン、チリ、デンマーク、ギリシャ、オランダ及びソ連）を加えた専門家会議、所謂、「ローマ会議」が開催されたが、失敗に終わった。国際連盟が海軍軍縮会議を開こうとして、最初に失敗した例であった。一方、一九二二年六月、英國委員セシル卿は、軍縮を実行するための安全保障の必要性を説いた「相互援助保障条約案⁽¹⁾」を混成委員会に提出した。しかし、この条約案も賛否相半ばして成立の見込みなく、死産に終わった。一九二四年四月九日、第五回国際連盟総会で英

国マクドナルド首相は、連盟の膠着状態を打破するために仲裁裁判を提唱した「国際連盟平和議定書」(所謂、「ジュネーブ議定書」)を提出した。同議定書は可決されたが、労働党から保守党に変わった英國政府は同議定書に反対する旨を発表したため、自然消滅の運命となつた。これに代えて、保守党ボールドウイン内閣のチエンバレン外相は、ロカルノ条約への道筋を立てた。一九二五年十二月同条約が調印され、フランス、ベルギー及びドイツの間の相互安全保障条約及び仲裁裁判条約等が成立した。ロカルノ条約により、国際連盟の軍縮政策は活氣づき、一九二五年十二月、米独及びソ連を含む十九カ国の代表からなる国際連盟軍備縮小会議準備委員会（以下、「軍縮準備委員会」という）が組織されるこ

とになつた。

こうした国際連盟の流れから分かるように、海軍軍縮は国際連盟と密接不可分の関係にあり、一九二一・二二年のワシントン會議が連盟に大きな影響を与えたように、連盟は一九二七年のジュネーブ會議及び一九三〇年のロンドン會議に強い影響を及ぼした。本稿は、海軍軍縮問題に特に重大な影響を及ぼした軍縮準備委員会（第一回から第五回）の動向を把握し、主として同委員会が日本及び帝国海軍に与えた影響について考察しようとするものである。

一 軍縮の再生を図る軍縮準備委員会

(第一回及び第二回会議)

(一) 会議の概要

一九二六年（大正一五年）五月十八日第一回軍縮準備委員会が開始された。参加国は連盟国一八カ国の他、非連盟国である米国及びドイツを含めた計二十カ国であつた。五月十八日、議長・副議長選挙の結果、議長にオランダ代表ルードン氏、副議長にスペイン及びウルグアイ両国代表が当選した。軍縮準備委員会は、理事会から付託された「七ツノ研究要目」⁽²⁾を討議するために、三つの委員会を構成した。一つは第一小委員会（Sub-commission A.）であり、軍事問題を審議するための諮問機関で、参加国各一名の軍事代表者からなる委員会である。二つは第二小委員会（Sub-commission B.）で、各国代表一名からなり、軍縮問題以外の事項を審議すべき準備委員会の諮問機関となるものである。三つは起草委員会である。同委員会は日英米仏伊独、ベルギー、ポーランド及びアルゼンチンの九カ国の代表者からなり、ルードンを議長とし、事實上、今回の準備委員会の中心勢力を形成するものであり、軍縮準備委員会の審議事項に関する委員会の一般討議の結果を纏めた。また、第一小委員会及び第二小委員会の結果を総合し、両小委員会に対する委員会の指令案を作成することを任務とした。五月二十六日、軍縮準備委員会は先に理事会が採択し、同委員会に付した「七ツノ研究要目」を修正追加した研究要目を決

定、同問題の研究を小委員会に命じた。軍縮準備委員会は研究の結果を待つて、次回の会議を開くこととなつた。なお、研究要目には、新たに二つの研究項目が追加され、九項目となつた。こうして、軍縮準備委員会の決定した研究問題は、主として第一小委員会に付議された。同小委員会は五月二十八日から研究を開始し、陸海空軍問題に関して、それぞれ各分科会を設け、引き続き研究・討議を行つた。因みに、「九ツノ研究要目」⁽³⁾とは、第一問が軍備とは何か。第二問が軍縮とは何か。第三問が如何なる標準に従つて軍備を比較するか。第四問が軍備に攻勢的なものと守勢的なものがあるか。第五問がどのような原則に基づき各国の軍備を定めるべきか。第六問が民用航空機と軍用航空機の区別の方法があるか。第七問が地方的軍備縮小は可能か。第八問が軍事報道交換としてどのような方法はあるか。第九問が毒ガスについて具体的な問題を研究する等とどちらかというと理論的な問題であつた。同小委員会は七月六日までに「九ツノ研究要目」の内、第三問までの研究を終え、一旦、休会した。八月二日、第二回第一小委員会は予定どおり再開され、九月九日まで行われた。続く、九月二十二日及び九月二十七日の両日、第二回軍縮準備委員会（臨時会）を開催し、今後の議事進行の方針について、意見交換が行われた。この会議は急遽開催が決定されたもので、各国とも請訓をする暇もないものであつた。そのため、同会議の議事事項は、軍縮準備委員会における今後の進行方針に関するものであつた。また、第

一小委員会副議長の更迭が決定した。更に、第三回軍縮準備委員会の開催予定（一九二七年二月又は四月）を可決した。これに伴い、九月二十七日から十一月五日の間、第三回第一小委員会が行われた。尚、第二小委員会は付議された事項に関し、五月二十六日、第一回の打ち合わせ会を開いたが、第一小委員会の研究を待つて再開することに決定した。第一小委員会は、十一月五日に最後の報告・回答案を可決した。この間における会合は、第一小委員会（総会）八十六回、陸軍分科会二十五回、海軍分科会四十四回及び空軍分科会三十四回に達した。また、第二小委員会に与えられた問題は、殆ど混成委員会に付託された。混成委員会は十月に事業を完了し、軍縮準備委員会に報告書を提出した。結局、第一小委員会は一九二六年五月二十八日から同年十一月五日までの間、膨大な調書を照合し、実に浩瀚な軍事専門上の報告書を作成した。しかし、同報告書は多数の点で意見の一一致を見る一方で、参加各国に大きな意見の違いが見られるものでもあつた。

（二）第一小委員会と海軍軍備制限問題

第二問及び第三問に関連する軍備制限方式は、第一小委員会における主要問題であった。しかも、この問題は陸海空軍に関連するものであり、仏伊が主張する軍縮は三軍不可分であるという考え方が強く影響していた。各国委員は制限方式に関する自説を強く主張した。中でも、海軍軍備に関する各種制限方式では英仏の

主張が対峙した。英國は艦艇を細別し、各種類毎に各国の隻数及び単艦最大トン数を制限する「艦種別制限主義」を主張した。一方、フランスは艦艇全部の合計トン数をもつて制限する「総トン数制限主義」を主張した。当初、英國は海軍問題に関して、ワシントン会議で除外された巡洋艦及び潜水艦については協定すべきであるが、巡洋艦の隻数については範囲に入れない⁽¹⁾という、半ばワシンントン会議の精神を逆撫でするような意見を述べた。英國の主張する「艦種別制限主義」は大枠で日米、アルゼンチン及びチリの四カ国が支持した。また、フランスの「総トン数制限主義」はイタリアの外、小海軍国が支持した。しかし、その実情は各国の海軍軍備に対する数量的提案が多岐にわたり、各国が思い思いの意見を述べるというものであり、何らの成果を生まなかつた。何よりも英米と仏伊の軍縮をめぐる対立が鮮明になつた。このため、軍縮準備委員会は一九二七年三月に開催する予定の次期会合まで、各国に適用すべき制限方式の決定を延長せざるを得なかつた。

(三) 軍縮準備委員会と帝国海軍

一九二六年三月二十五日、幣原外務大臣は杉村連盟事務局次長宛に、軍縮準備委員会の帝国代表委員に訓令案⁽²⁾を送付した。この訓令案は、先の「七ツノ研究要目」に沿つて記述されたものである。その冒頭で、公正な軍備制限協定の成立に対しては真摯な努

力を惜まないとしながらも、「二、今次ノ審議ニ於テハ差シ当リ委員会研究問題ニ対スル帝国ノ見解ヲ示スニ留メ軍備縮小ノ実行ニ触ル実際問題ニ關シテハ今ヨリ帝国ノ態度ヲ表明セサルコト」と静観の構えで対処するとした。また、海軍軍備に関しては、「海軍軍備ノ制限ハ艦型（軍艦ノ排水量及武装）及總排水量ノ制限ニ依ルヲ最適當トス」と艦種別制限主義と総トン数制限主義の折衷案を採るというものであつた。比較標準に関しては、「海軍軍備ニ就テハ主力艦、航空母艦、水上補助艦、潜水艦ノ各主要艦型每ニ其ノ排水量ヲ比較スルヲ最適當トス」としたが、水上補助艦（巡洋艦及び駆逐艦）の区分については反対の立場を取つた。航空機に関しては、現状においては性能上民用航空機と軍用航空機とを区分することは不可能であり、双方を同一標準により評価すべきであるとした。一方、第一小委員会に参加した帝国海軍代表部の見方は、第一に仏伊の主張する全トン数制限方式は主力艦と潜水艦の代艦を要求するものであり、日米英との妥協は望みがたく、政治的解決の道しかないと判断した。第二に艦種別制限トン数方式は米国の大原案であり、日本の主張に最も近いものであるが、補助艦における巡洋艦と駆逐艦の区別は認めがたいこと。第三に艦種別艦数制限方式は英國原案によるものであるが、日本と相当の距離を置く意見であること。第四に主力艦及び航空母艦の最大トン数について問題はないが、英國は巡洋艦の最大トン数を減じるとともに、駆逐艦の制限を望んでいること。第五に魚雷制

限については、英國の原案であり仏伊は極力反対し、米国も反対の意向であることと、それぞれ判断した⁽⁶⁾。このように混沌とした状況の中、同委員会における帝国海軍委員は、「海軍軍備の比較標準中全トン数方式に対する声明」及び「比較標準討議最終における声明」等の「六ツノ声明」⁽⁷⁾を出すに留まつた。正に、約三ヶ月に及ぶ第一委員会での帝国海軍委員の行動は、訓令どおり積極的に動かなかつたことを如実に物語るものであつた。それは、日本及び帝国海軍が軍縮準備委員会に、さほど期待を寄せていなかつたことを証明した。

二 混迷する第三回軍縮準備委員会

(一) 会議の経過概要

三月二十一日午後開会。劈頭、ルードン議長は開会演説で、第一次に今回の会議が準備委員会の最も至難な段階を形成すること。第二に委員会の目的が世界的一般協約の実現にあること等を述べた。この後、突然、英國代表のロバート・セシル卿が軍縮を実現するために、「陸海空軍三軍にわたる十四カ条からなる総括的な制限条約案」⁽⁸⁾を提出した。その内容は、第一章で陸海空軍は三位一体で制限すべきこと、及び締約国は特別扱いせず、一般的扱いとすること等を規定した。第二章では陸軍軍備制限は人員によること。第三章の海軍軍備では、軍艦各艦種毎のトン数、各艦種に属する一切の艦艇の隻数及びトン数、各艦の備砲最大口径及び魚

雷口径等を付表に示し制限すること。第四章の空軍軍備では航空機数の制限等について、それぞれ定めたものであつた。

英國の唐突な提案は参加国を驚かせ、特に仏伊に大変な不満を抱かせた。フランス代表のポール・ボンクールはその対案を提出せざるを得ず、二十九条からなる条約案⁽⁹⁾を示して詳細に説明した。

イタリア代表のマリニスはフランス代表の説に賛成した。一方、日本代表は「各國ノ保有スヘキ兵力ハ結局各國自身ノ決定スルトコロヲ要シ（中略）此点ニ於テ英國側ノ条約草案ハ細目ニ於テ異論ナキニ非サルモ大体ニ於テ簡単適切良ク本委員會討議ノ基礎タルヘキヲ認ム」と英國案を支持した。ドイツ代表は自国の軍縮が平和条約の条項によるもので、世界の一般的条約の前提となるべきものであり、絶対の信頼を置くこと、また、軍縮問題の解決は連盟事業の試金石であると述べた。続いて、ポーランド外十カ国が英仏草案提出に対するそれぞれの意見を述べた。会議の雰囲気は以前の軍縮会議に比べて、多少真剣味のあるものであつた。なぜならば、第三回軍縮準備委員会開催直前の一九二七年二月十日に、米国大統領クーリッジがジュネーブにおける五カ国海軍軍縮会議を提唱し、続いて日米英三国海軍軍縮会議を提議したからであつた。このことは國際連盟関係者に著しい衝撃を与え、もし失墜するという危機感を生み出した。同委員会は開会当初から各

協定に達した。しかし、前回まで意見に隔たりのあつた海軍問題、予算制限及び軍事監督等の諸問題の討議は、膠着状態に陥つた。このため、委員会は妥協に達した部分、未だ妥協に至つていなかつた部分及び十分な討議を行わなかつた部分等を一括して、第一読会を行つた。結局、委員会は当該問題を先送りする形になり、次期会議（第四回軍縮準備委員会）で第二読会を継続することとし、四月二十六日に閉会した。総じて言うならば、第二回軍縮準備委員会は英仏案をめぐつて、大陸国家である仏伊及びヨーロッパ小国の大数派と、海洋国家である日米英の少数派が、少なからず対立の様相を示すものであつた。

（二）海軍軍備制限問題の詳細

軍縮準備委員会は英仏両案を基礎として、討議を開始した。両案の相違は、主として条約有効期間における艦艇建造計画を規定するかどうかにあつた。委員会においては海軍計画を明白にして、軍備の安定を期するものでなければ、軍備縮小の目的を達することができないという意見が主流を占めた。これに対し、フランス委員は海軍計画の発表、又は海軍計画を条約中に挿入することにより妥協の見込みがあれば、政府の承認を得ていないうが尽力することを声明した。結局、英米委員もこの意見を受け入れ、フランスの妥協案提出を待つて討議を再開することになつた。フランスの妥協案は条約期間に保有すべき艦艇を、主力艦、航空母艦、

一万トン以下の水上補助艦及び潜水艦に区分する。もし、国防上の必要により区分を変更しようとする場合は、少なくとも一ヵ年以前に、締約国に通知するというものであつた。一時、英國委員も充分に妥協の基礎となることを認めた。しかし、討議が再開されるとや否や、英國委員は政府訓令により、強硬にフランス案に反対した。米国委員は沈黙を守り、態度を明らかにしなかつた。会議は行き詰まつた。日本委員は事態を開拓するために、フランス案に対する修正案を提議した。これに対して、フランスは略同意したが、英國が反対した。また、イタリアはフランス案のように将来の海軍計画を規定することに同意できないと反対し、艦艇起工六カ月以前にその要目を通知することという案を提出した。事態は全くの膠着状態に陥つた。このため、本問題は未決のままで各国の提案を併記し、第二読会において、更に審議することとなつた。海軍人員の制限に関しては各國の主義及び実情から、日英米が強硬に反対した。しかし、一部の国は海軍人員の制限を行わなければ、編成上、陸軍人員制限の抜け穴になり、制限を無効にすることになるとの議論があつた。そのため、海軍人員の制限は将校と下士卒に区分されることになつた。英米は軍艦制限の妥協成立を条件に同意した。日本は実際的でなければ制限にならないという条件をつけて同意した。イタリア委員は三軍を総括的に制限し、相互に融通性を保つ自由を確保することを主張した。フランス委員は陸軍と同一形式により制限することを保留した。本問

題も、未だ妥協できない状態にあつた。

(三) 日本（帝国海軍）の見解

海軍軍縮問題の中核は軍備制限方式であつた。佐藤尚武代表は、「仏案ニ関シテハ全噸数制限ニ依リ其按配ハ各国ノ自由ニ一任シアル處政治經濟及軍事的見地ヨリ其不都合ナル点ヲシテ同意シ得サル旨ヲ述ヘ猶英案中艦數制限ハ各国特殊ノ事情ニ適合セサルノミナラスクシテ艦型ヲ統一スルコトハ軍備制限上必須ノ事項ニアラサルヲ以テ受諾スルコト能ハサル」と明確に述べているように、日本は総トン数制限主義と艦型制限に反対であつた。つまり、日本（帝国海軍）の見解は、第一に海軍軍備制限は艦艇を主力艦、航空母艦、水上補助艦及び潜水艦の四種に分類し、艦種ごとに合計トン数を制限することが最も適当である。従つて、英案については艦種別制限方式の主義に反対し、フランス案について艦種区分をしていないことに反対する。第二に単艦の最大トン数は艦種別に定める英案によることを可とする。第三に備砲最大口径は艦種別に定める英案によることを可とする。第四に英案の艦艇搭載魚雷最大直径を定めることを承諾する。第五に制限トン数を二区分するフランス案の主義に反対する。第六に基準排水量の計測はワシントン条約と同一で、各國とも異論なく受諾する。第七にフランス案による規定の艦齡を経過した艦艇のトン数を減価する主義に反対する。第八に代換艦については英案が内容不明であるが、

フランス案で差支えない。第九にワシントン条約第十三条及び第十八条の適用に異議なし。但し、字句修正の必要があるというものであった。⁽¹²⁾

三 ジュネーブ軍縮会議と第四回軍縮準備委員会

(一) ジュネーブ海軍軍縮会議の失敗と縛れる海軍軍縮問題

一九二六年四月十三日、クーリッジ大統領は駐スイス公使ギブソンを米国代表として要請し、軍縮準備委員会の参加要請に応じた。同年五月十八日に開催された第一回軍縮準備委員会は予想通り、英仏の激しい対立で膠着状態となつた。出口の見えない会議で日米英三大海軍国は、海軍軍縮問題は別個の会議で行うべきであるという共通認識を持ちつつあつた。日米英三国は、この件に關して慎重を期したが、果たしてAP通信員シャーキーによつて報じられる羽目になつた。日英米の間に不穏な空気が流れた。しかし、軍縮準備委員会での英仏の激しい対立は英米を分離軍縮の道に引き戻すことになつた。チエンバレン英国外相とギブソン米国代表は石井菊次郎國際連盟代表をも加えて、分離軍縮合意の道を探つた。争点は主力艦以外の軍艦に五・五・三比率を適用するかどうかということであった。最終的にジョーンズ米国海軍少将の英國第一海軍卿ビューティー提督訪問が重大な影響を与え、クリッジにジュネーブでの海軍軍縮会議の招請を決意させた。一

伊に覚書を交付した。これに対し、仏伊は参加を拒否した。二月十九日、日本はジュネーブ会議に欣然参加することを受諾した。仏伊は第三回軍縮準備委員会で海軍軍縮問題が解決することを希望したが、前述のとおり、全くの膠着状態に入った。最終的にはフランスは「インフォーマー」として、イタリアは「オブザーバー」として参加することに応じた。六月二十日、ジュネーブ国際連盟本部会議室ガラスの間で第一回総会が開かれ、八月四日の閉会まで総会議三回、幹部会四回、専門委員会九回、及びその他非公式会合が行われた。ワシントン会議の会議総数百三十五回に較べれば、その規模は小さいものであった。第一回総会議で、日英米三国全権は事前の予備交渉のないまま、それぞれ独自の提案を発表した。三者三様の意見であったが、米国の提案は五・五・三比率を補助艦艇に適用しようとするシンプルなものであった。これに反して、英國提案はワシントン条約条項にも抵触するような条件を付きつけたものであった。このため、当初から英米の対立が予想されるものとなつた。以後、幹部会、専門委員会及び非公式会合等が頻繁に開かれたが、事態は遅々として進まなかつた。遂に、七月十一日予定の第二回総会議を開催することが困難な状態になつた。偶然にも、七月十日、アイルランド代表のオ・ヒンギス氏が暗殺され、総会議は七月十四日に延期となつた。七月十四日の第二回総会議は、米国が日英両国に海軍軍縮問題の責任を転嫁することを公なものとした。日英は妥協案成立を余儀なくさ

れた。日本は「一ツ書」を作成し、英國に歩み寄りを見せた。ところが、七月十九日、ブリッジマン英國全権は急遽帰国を命ぜられた。七月二十八日の帰還後、英國は英國五十九万トン、日本三十八万五千トン、六インチ砲制限等という強硬な意見を主張、英米は八インチ砲搭載巡洋艦問題を初めとして、再び激しい攻防を繰り広げることとなつた。ここに、ジュネーブ会議は談判決裂の危機に直面した。最後の望みとして総会議の延期を図り、米国はシャーキーの斡旋で、再度日本の調停を求めた。斎藤実全権は大胆な調停案を提示し説得したが、結局、英米の受け入れるところとならなかつた。八月四日、日英米三国は会議延期の共同宣言を行い、本会議を終了した。⁽¹⁾ この結果は国際連盟を落胆させ、軍縮準備委員会に否定的に作用した。殊に、海軍軍縮問題は更に縛られることが予想された。

(二) 撃乱された第四回会議

同会議は、一九二七年十一月三十日午前に開会された。議題は①総会及び理事会の決議の審査。②軍縮準備委員会の現状についてであった。会議の劈頭、議長は第八回総会に基づいて、新たに「仲裁裁判及び安全保障委員会」(以下、「安全保障委員会」という)を設置することになった経過を説明し、新委員の活動が各国の安全保障を一層発展させることを希望した。続いて、副議長を選出し、第二議題の討議に入った。討議に入るや否や、初参加の

ソ連代表リトビノフは軍縮案を提示し、同問題に関する総括的声明を出した。そして、軍縮準備委員会に参加した理由を述べ、成果の上がらない軍縮準備委員会を非難した。続いて、リトビノフはソ連の軍縮事業実現への努力、ヴォロヴスキ事件等の具体例を挙げながら他国の強硬な反対について述べ、陸海空軍の完全撤廃の必要性を強調した。⁽¹⁴⁾ 最後に彼は「一、「ソヴェツト」聯邦提議案ノ趣旨ニ基キ完全且一般的ナル軍備撤廃ヲ目的トスル具體的條約案ノ立案ヲ直チニ行フ。二、遅クモ千九百二十八年三月軍縮会議ヲ開キ第一項ノ件ヲ討議確定スヘキヲ提議ス」という決議案を提出した。十一月三十日午後、ソ連提出の軍縮案に関する討議が開始された。リトビノフの意見に対し、まず、フランス代表が軍備撤廃案は未だ成功したことがないので、国際連盟の採りつある方法によるべきであると主張した。次いで、ドイツはソ連提案を第二読会で討議することを提議した。更に、ギリシャ代表が大筋でドイツの提案を支持した。これにより、議長は第二読会で討議することを決議した。引続き、軍縮準備委員会は新委員会である安全保障委員会の構成及び研究項目を決定した。新委員会は軍縮準備委員会に代表を出した連盟国及び非連盟国によって、構成されることとされた。意見を求められた米国のウイルソン代表は、ヨーロッパの政治問題はヨーロッパ諸国に任すべきこと、及び一般安全保障条約問題で非同盟国である米国が窮地に陥つており、米国の立場が特殊なものになつてゐることを主張した。他方、

米国は国際安全保障問題で特別の努力をしており、ワシントン会議における四カ国条約の成立とその効果を強調し、新委員会に参加しないが軍縮準備委員会の事業には協力することを述べ、オブサーバーとして参加することを受諾した。次に、ソ連代表リトビノフが安全保障委員会を創設することは必然的に軍縮問題を軽視することになり、軍備撤廃こそ最も実際的な安全保障と信じると述べ、新委員会はソ連の考え方には則さず、軍縮事業を失敗若しくは遅延させることになるので、参加しないと主張した。しかし、リトビノフは新委員会が軍縮準備委員会と密接な関係を有するので、オブザーバーとして出席することに応じた。⁽¹⁵⁾

(三) 同会議を見る日本の目

結局、この会議は途中参加したソ連代表リトビノフに、参加各國が振り回された格好になつた。同会議に臨むに当つて、日本代表の目も、初参加したソ連の動向に着目し、ソ連の強硬態度に警戒することを決議した。しかし、日本政府の主張は協定「同國ノ参加ハ委員会ニ於ケル我方ノ態度ニ影響スル処鮮カラサルヤニ認メラル」と警戒した。第一にソ連の唐突な軍備全廃案へに対して危機感を持った。特にソ連の狙いは、①ソ連の参加なしで真の軍縮断行はできないと思わせ、他諸国に軍縮不履行の口実を失わせること。②急激な軍縮案提出により、資本諸国が軍縮遅延することを牽制する

こと。(3)資本主義国の帝国主義を攻撃すること。(4)スターリン政権の権威を向上すること。(5)西欧諸国との国交回復を図ること。(6)経済的窮状を脱出するために借款要請をすること。(7)ウイルナ問題の解決等⁽¹⁾とソ連に有利な収穫を得ようとするものであると警戒した。それにもかかわらず、日本代表は政府の指示どおり、傍観者的な態度に終始した。

四 魁魁魍魎の世界と化した第五回会議

(一) 会議の概要

第五回軍縮準備委員会は、一九二八年（昭和三年）三月十五日から三月二十四日までの間、連盟事務局において計十一回の会合を持った。第五回会議は、第一に安全保障委員会の事業審査を行つた。ここでもオブザーバーとして出席したリトビノフは強烈な意見を述べた。リトビノフは安全保障委員会の取り扱う問題の解決方法は、国際平和問題を一步も進めるものではないと主張した。同委員会の提唱する相互援助を基礎とする地方的協定は、必然的に戦前の同盟関係を復活し、戦争への最大の危機を醸成するものであると反対した。日本代表は軍縮準備委員会の根本目的である軍縮案の審議に早急に入ることを主張した。結局、同会議では、次回の総会で安全保障委員会の討議を可能にするという主旨の決議を提出し、可決するに留まつた。第二にソ連の軍備撤廃案の審査が行われ、ソ連案にドイツ代表が真っ先に賛成を示した。それ

に対して、仏伊代表は部分的反対。米国代表は反対。英國代表は当初態度保留、後に強烈に反対。そして、日本代表は、ソ連提案は日本の従来の主張であること。ある程度の安全保障があつて、初めて軍縮を行うべきであるという考え方と相反するものであること。国際連盟が当初より放棄した軍備全廃案の研究を再び繰り返すことに疑問があること。連盟国は規約に基づく権利・義務を有し、規約を逸脱する行動ができないこと等を述べ、ソ連に連盟国の立場を理解することを切望し、曖昧な態度を取つた。⁽¹⁾第三に軍縮準備委員会の事業審査が行なわれた。ここで、ドイツ代表が「軍備公表に関する提案」を行つたため、会議は更なる混乱状態となり、審議は先送りとなつた。第五回会議は独ソに振り回された形で、国際会議が魁魁魍魎の世界であることを如実に示した。しかし、この会議はソ連代表のリトビノフの挑戦的な言動により却つて活発なものになつた。それとともに、参加国間の敵対構図は、より複雑化した。第一に旧枢軸国である独ソと日英米仏等の旧連合国との対立が鮮明化した。ある意味では、ソ連の軍備撤廃案の提出もドイツの軍備公表の提案も、旧連合国に対する旧枢軸国である独ソの挑戦であった。第二に国益をめぐつて二国間関係が非常に複雑化し、本委員会にも大きく反映された。まず、軍縮準備委員会における英仏の対立が益々先鋭化した。次に、英米関係が一九二七年のジュネーブ会議の失敗以来、険悪な状態に陥つたことを示すものとなつた。三番目にドイツの連盟加入により、

独仏の対立関係が鮮明になつた。四番目に仏伊の関係はワシントン会議における仏伊の敵対関係を再現するものであつた。こうした情況下で、日本は敵対関係に巻き込まれない中立的で、非常に幸運な立場にあると言えた。

(二) 同会議を見る日本（帝国海軍）の目

日本が最も注視したのは、ソ連の軍備全廃案に対し、如何に対処するかであつた。当初、日本の態度は、「我方トシテハ同案ニ反対スヘキコト勿論ノ儀ト存セラルルモ若シ他ノ方面ヨリシテ同案ニ正面ヨリ反対セス只表決ノ際反対投票ヲナスノ程度ニ止ムル」ことにするという、實に曖昧なものであつた。こうした消極的な態度は、ソ連リトビノフの挑戦的質問を受けるに至つても、変化はなかつた。第二に日本は、「『ジョーンズ』將軍ハ遂ニ会議ニ間ニ合ハサリキ軍縮条約第二読会ノ行ハレルヘキコトヲ予想シテ本会議ニ重キヲ置ケルコトヲ明ニセル⁽²⁾」と、軍縮準備委員会に対する米国の動向、特に海軍軍縮問題に関する動きに注視した。また、日本は米国が安全保障委員会に代表者等を出していない關係上、事業審査の際には、「安全保障問題殊ニ不戦条約提議ニ関シテ何等カノ声明アルヤモ知レスト予想サレタルカ遂ニ其ノコトナク」と、不戦条約の動向に関心があることを示した。一方、一九二八年二月四日海軍代表である加藤隆義少将は、海軍準備委員会における艦艇制限様式に関する請訓をした。これに対する回訓

は、「英米ノ意向判明セザル内我ヨリ進ンデ修正案ノ要旨ヲ主張スルハ帝国ガ從来ノ主義ヲ変更シテ仏國ト提携セルヤノ感念ヲ他國ニ与フルノ嫌アルヲ以テ前回ノ如ク特ニ必要ノ場合ニ限り調停案トシテ提示スルニ止ムル方針ニテ進マルベシ」というもので、加藤少将に対して艦艇制限方式協定の成立を容易にしようと臨機の処置を取ろうなどと余計なことを考へるなというものであつた。第二に補助航空母艦を将来制限外に置くこと、及び水上補助艦として巡洋艦・駆逐艦と混合させることは、共に日本の立場を不利にするものであり、将来、巡洋艦・駆逐艦以外で制限範囲内に入れる必要があるが、「尚今日ノ状勢ニハ未ダ我ヨリ進ンデ本問題ニ触ルベキ時機ニアラズト認ム」と釘を刺した。つまり、海軍首脳部も海軍専門委員に、消極的態度で望むことを求めたのである。このことは帝国海軍にも國際連盟の軍縮會議に臨むに当つて確固とした方針がないことを示した。例えば、英國の主力艦問題の提議に対しても、大角次官は「二、此際艦齡主砲口径噸數等ニ触レサルヲ可トシ又進ンテ日英協調スルモノト誤解セラルルカ如キ態度ハ之ヲ避ケルヲ要ス」と指示している。

五 海軍軍縮の余波と日本（帝国海軍）の動向

(一) 軍縮環境と日本（帝国海軍）

軍縮問題を取り巻く國際環境は、ジュネーブ會議の決裂から厳しさを増し、ソ連の軍縮準備委員会への参加で一層の混乱状態に

なつた。このように混沌とした中で、一九二八年七月二十八日に英仏海軍協定⁽⁸⁾が成立した。更に、同年の八月二十七日、米仏による不戦条約（ケロッグ・ブリアン条約）がパリで調印された。言わば、一九二八年は軍縮問題に関連する出来事が起つた画期的な年であつた。当然の如く、これらの条約・協定は、軍縮準備委員会における海軍軍縮問題に大きな影響を与えることになった。

一九二七年八月のジュネーブ会議の決裂から、英米の外交関係は急速に冷却した。特に、英米間には海軍軍縮問題、中でも巡洋艦問題の均等（Parity）をめぐる確執が続いた。軍縮派であったはずのクーリッジ米大統領は、国民の強い関心事である不戦条約に調印しながらも、同時に一九二八年十二月には一九一六年以來最大の軍艦建造法案を上院に上程するという一見、矛盾した行動に出た。明らかに、英國に対する牽制であつた。一方、英國は軍縮準備委員会で海軍軍備制限問題をめぐって、真っ向から対立していたフランスに大幅な譲歩をした英仏海軍協定案を示し、合意に漕ぎ着けた。明らかに、米国の海軍拡張計画に対する対抗策であつた。しかし、英仏海軍協定は米伊の拒絶により自然消滅の外なかつた。つまり、國際関係は軍縮問題をめぐつて英米仏伊の網引き状態に変化していた。これにラパロ条約締結国である独ソが軍縮準備委員会に参加したことで、一層複雑なものになつた。その中で常任理事国である日本は、傍観者の態度を取るのみであつた。一九二八年といえば、日本は中國問題で苦慮しており、山

東出兵及び「張作霖爆死事件等で容易ならざる事態に立ち至つていた。國際的な孤立を恐れた日本政府は、不戦条約の早期締結を目指したが、"in the name of the respective peoples"（人民の名において）の字句をめぐる問題で、国内問題にまで発展した。こうした情勢下で、第一に英仏海軍協定に関する、帝国海軍首脳（主役は大角岑生海軍次官）は海軍首席委員加藤隆義海軍少将から「我方ハ英、仏間ニ介在シ予メ出来得ル丈我ニ有利ノ方向ニ妥協ヲ勧ムルヲ得策トスヘキ」という意見具申にもかかわらず、未だ海軍部内で海軍軍縮問題の研究及び検討をさせているという状況に何ら疑問を感じなかつた。つまり、海軍首脳は軍縮準備委員会の役割を軽視していたのである。第二に帝国海軍は不戦条約が自衛権、連盟規約及びロカルノ条約と関係することに言及し、更には海軍軍縮問題と深い係りを持つことを一応は理解していたが、一部関係者を除き関心を示さなかつた。帝国海軍が不戦条約と海軍軍縮問題との関係を強く認識するに至つたのは、恐らく、英國政府の出したロンドン海軍軍縮会議招請状の四原則の筆頭に不戦条約を出発点とすることが示されたことを知つてからだと考えられる。

（一）日本（帝国海軍）と海軍軍縮

一九二八年八月、帝国海軍は、ジュネーブ会議後の来るべき軍縮会議に備え、「軍備制限對策研究」を上梓した。同研究報告は

浩瀚なもので、如何に帝国海軍が真剣に取り組んだかを示すものであった。しかし、些か疑問の残るものでもあった。例えば、軍備対策研究委員会は国際情勢分析を詳細に行っているにもかかわらず、海軍軍備の根本方針は、軍備の基礎となるはずの国策から導き出されたものではなく、従来から帝国海軍が主張した①米国を主目標。②五・五・三比率の克服。③敵主力艦隊撃滅を第一義とするという、言わば、七割論死守という戦術的アプローチによるものであつた。つまり、昭和期の帝国海軍は草創期の清新な気概を失い、海軍用語でいう「前動続行」（前艦の動きに何も考えないで続くの意）という形式主義で押し通した感が強いのである。それは、帝国海軍が軍縮準備委員会、不戦条約、ロカルノ条約及び英仏海軍協定等を海軍軍縮問題と同じ土俵に乗せて考えることができず、海軍軍縮問題とは主力艦及び巡洋艦等の制限であると狭義に解釈し、同問題に対処したためと考えられる。その考え方が軍縮準備委員会への消極的態度となつて現れたのであり、結局、昭和期の帝国海軍は戦略思考を軽視した七割論絶対主義に埋没していたと思えてならないのである。

要するに、日本は国際政治の場で、国際連盟が作り上げようとするヨーロッパの秩序回復を目指す「ヴエルサイユ体制」とワシントン条約が作り上げたアジア・太平洋の国際秩序を維持しようとする「ワシントン体制」の狭間で、如何に国家戦略及び海軍戦略を構築し、海軍軍縮問題を解決するかを求められていたわけで

ある。しかし、日本は山東出兵及び張作霖事件等のアジア・太平洋地域の出来事に目を奪われ、軍縮準備委員会に象徴されるようにヨーロッパ情勢を俯瞰し、グローバルな視点で軍縮問題を見ることが出来なかつたのである。中でも、帝国海軍は日本政府に対して、同委員会を通じてヨーロッパ情勢の変化に注意するよう助言できる絶好の立場にありながら、対米七割論に執着し、来るべきロンドン会議に禍根を残すことになった。

おわりに

一九二九年三月、フーバーは大統領就任演説において、不戦条約で醸成された新しい道徳的環境を強調し、太平洋問題を安定化する方法を支持すること、及び軍縮を実行することが政府の政策として重要なものになることを述べた。それを受け、一九二九年四月二十二日ジュネーブの第六回軍縮準備委員会でギブソン大使は、各国が賛成するであろう海軍制限方式が提案されるならば、喜んで考慮に入れることを強調し、新たな海軍軍縮会議開催への意欲を示した。一方、英國では同年六月七日、マクドナルド労働党が政権を取ったために、英米二国の政治的接近の可能性が出てきた。七月二十七日、マクドナルド首相は一万トン巡洋艦二隻及び潜水艦三隻の建造中止、並びに英國が英米海軍力の均等の原則を認めるなどを宣言した。同日、フーバー大統領は英國の態度に沿う意向を明らかにした。同年九月、国際連盟第九回総会議の席

上、マクドナルド英國首相は、「英米両国は、今や海軍比率と平和の双方を確立する評定を結ぶ、一歩手前まで前進したのである」と演説した。⁽⁸⁾ 十月五日には、マクドナルドが米国を訪問し、フーバーと会談した。こうして、一九三〇年一月を以つて海軍軍縮会議をロンドンで開催することに合意した。正に、軍縮準備委員会が如何に海軍軍縮問題と深く係つてゐるかを証明するものであつた。こうした中で、日本及び帝国海軍は軍縮準備委員会に関心を寄せず、ロンドン軍縮会議に臨む」となる。

（4）外務省編「日本外交文書 大正十五年第一冊」昭和六十年三月三十日、九三頁。

（5）前掲「日本外交文書 大正十五年第一冊」八〇～八二頁。訓令案として送られたのは閣議決定の手続き中のためで、後日、正式な訓令となつた。

（6）「國際聯盟軍備縮少會議準備委員會海軍關係事項摘錄」大正十五年十二月二十四日八～一二頁。『自大正十五年至昭和五年 軍縮準備委員會報告 第1回ヨリ大六回迄（四）ノ一止』。

（7）同右 一二三～一〇頁。

（8）外務省編「日本外交文書 昭和期I 第二部第二卷」平成四年三月三十一日発行、五～七頁。（別電）第二九号。

陸軍省印刷「自昭和二年三月二十一日至四月二十六日 國際聯盟軍縮準備委員會 第三回會議ノ經過概要」昭和二年九月、九七～一〇四頁。

『附錄第一 英国提案』（防衛研究所図書館所蔵）。

（9）同右 一〇五～一九頁。『附錄第一 佛國提案』

Locarno (New York:Howard Fertig, 1973), pp. 50-52.

（3）外務省條約局第二課「大正十五年七月十日 軍備縮少準備委員會ノ（七月六日迄）事業概要」一〇～一一頁。軍部局

『自大正十五年至昭和五年 軍縮準備委員會報告第1回ヨリ大六回迄（四）一ノ止』（防衛研究所図書館所蔵）。

（10）前掲「軍備縮少準備委員會第三回本會議經過報告書」九頁。

（11）前掲「日本外交文書 昭和期I 第一部第二卷」一一三頁。

（12）前掲「第三回會議ノ經過概要」一二一～一二三頁。

（13）ジュネーブ会議の詳細については、拙著「海軍軍縮の研究 その5・ジュネーブ会議を中心として」防衛研究所研究資料

OIRO-16Hを参照。)

- (14) Arnold J. Toynbee, *Survey of International Affairs 1928* (Oxford: Oxford University Press, 1929), pp. 51-53.
- (15) 條約局第三課「軍備縮少會議準備委員會第四回會議報告書」昭和三年一月 (〔自大正十五年至昭和五年 軍縮準備委員會報告 第一回～第六回迄 (四) ～止〕、防衛研究所図書館所蔵) 九頁。
- (16) Toynbee, *op.cit.*, pp. 51-52.
- 前掲「日本外交文書 昭和期 I 第一部第一卷」五〇～五一
頁。
- (17) 同 右、四四頁。
- (18) 同 右、五三～五四頁。
- (19) 條約局第三課「軍備縮少會議準備委員會第五回會議報告書」昭和三年四月。
- 九頁。『自大正十五年至昭和五年 軍縮準備委員會報告第一回～第六回迄 (四) ～止』
- (20) 前掲「日本外交文書 昭和期 I 第一部第一卷」六〇頁。
- (21) 同 右、七六～七七頁。
- (22) 同 右。
- (23) 同 右、六三頁。
- (24) 同 右、六四頁。
- (25) 同 右、七〇頁。
- (26) Toynbee, *op.cit.*, pp. 71-72.
- (27) 前掲「日本外交文書 昭和期 I 第一部第一卷」八〇頁。
- (28) 海軍省「軍備制限對策研究 第一冊～第十一冊止」海軍軍機第四三五號索引ノ五、昭和三一年八月、防衛研究所図書館所蔵。
- (29) George T. Davis, *A Navy Second to Note* (Greenwoodpress Publishers: Westport, Connecticut, 1968), p.334.